

令和3年11月30日

南会津地区に整備する県立特別支援学校に関する基本計画

「 『生活を共にする』 から始まる、新たな学びの創生 」

令和3年11月
福島県教育委員会

■目次

はじめに	
基本計画策定までの経緯 2
基本計画策定の目的 2
基本理念 2
南会津地区の現状 3
南会津地区の特別な支援が必要な児童生徒の姿 3
学校づくりのコンセプト 4
【1】南会津地区の児童生徒・学校・地域の現状と予測推移、設置の場所 4
【2】設置の目的～南会津地区特別支援学校に求められること～ 5
【3】基本方針及び基本計画策定に関する考え方 6
【4】施設整備に関する考え方 6
【5】学校規模（想定） 7
【6】施設整備の概要 7
【7】計画諸室の想定規模	
(1) 小・中学部校舎 7
(2) 高等部校舎〈田島高等学校校舎内〉 8
(3) 通学バス等駐車スペース 8

【8】－1 施設整備計画（小・中学部校舎）	
(1) 校舎の構成 8
(2) 各室の仕様 8
【8】－2 施設整備計画（高等部校舎〈田島高等学校校舎内〉）	
(1) 施設整備の考え方 10
(2) 施設配置計画の考え方 10
(3) 各室の仕様 10
(4) 施設配置素案 11
解体が必要となる既存高校施設	
代替施設が必要となる既存高校施設	
敷地全体イメージ	
施設配置計画 12
小・中学部校舎 諸室設備一覧表 13
高等部校舎（田島高等学校校舎内）諸室設備一覧表	
【9】想定整備スケジュール	
【10】施設配置図（案） 14

はじめに

■基本計画策定までの経緯

～第二次福島県県立特別支援学校全体整備計画の策定～

県教育委員会では、本県の特別支援教育のあるべき姿を踏まえ、10年先を見据えた新たな特別支援学校の整備計画を平成29年12月に策定し、南会津地区の特別支援学校を平成30年代半ばに開校することを目標としました。

～関係者による懇談会の開催～

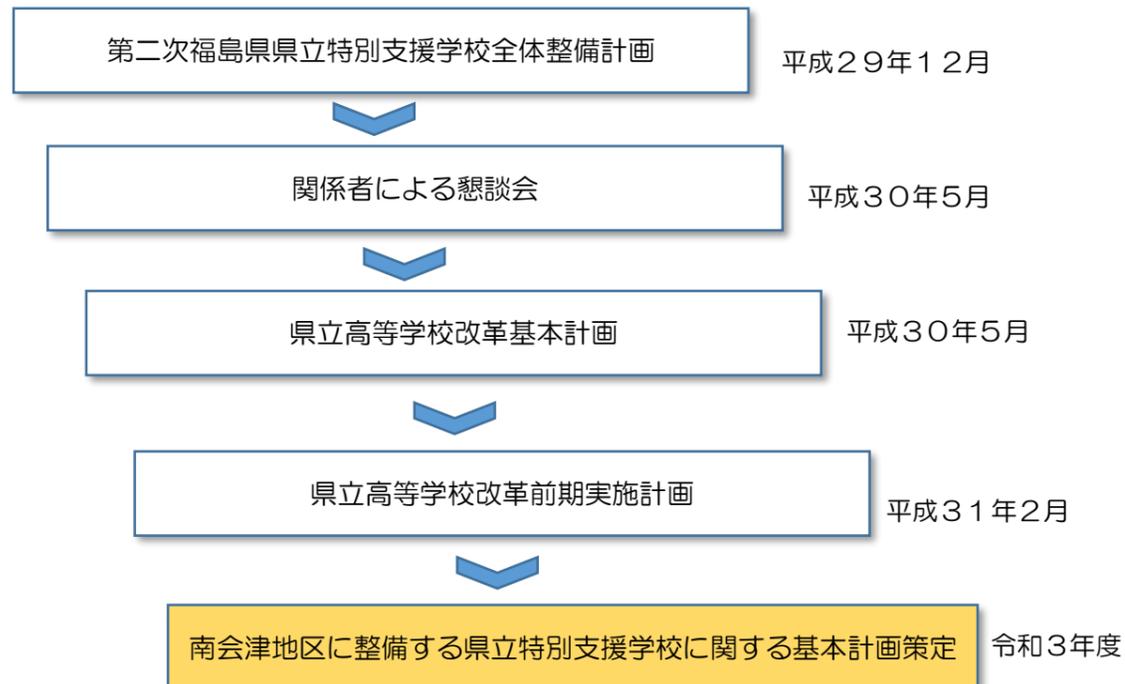
平成30年5月と令和3年5月に、地元3町1村の自治体関係者、特別支援学校関係者、特別支援学校児童生徒の保護者、教育関係者等を構成員とする懇談会を開催しました。障がい種別や設置する学部、立地の条件、役割や期待されることなど特別支援学校整備についての様々な意見が出されました。

～県立高校改革計画による県立高校の再編～

平成30年5月、県教育委員会では、今後10年間の県立高等学校改革の方向性を示す基本計画を策定するとともに、平成31年2月には、より具体的な高等学校改革の方向性と再編整備の具体的な対象校を含む前期改革実施計画を策定しました。

前期計画では、田島・南会津統合校において、「インクルーシブ教育システム推進の下、南会津地域に新設される特別支援学校との連携を図る」ことが明記されました。

本計画は、これらの計画や懇談会での意見をもとに、庁内で検討を行い策定されたものです。



■基本計画策定の目的

本計画は、これまで南会津地区になかった特別支援学校を新たに整備することにより、児童生徒の学習環境の向上を目的とし、国が示す特別支援学校の整備に関する施設整備基本方針を踏まえ、施設整備に対する考え方や方向性を明確にするものです。

今後、基本設計・実施設計の段階で建物の構造や詳細な配置、各室のレイアウト、備えるべき機能、設備、建物内外のデザイン等をまとめ、学校施設の具体的な完成時の姿を明確にします。

基本計画の考え方

この基本計画は、学校の設計・工事を進めるうえでの根幹となるものです。教育的視点、利便性・機能性・環境への配慮等の視点から、施設整備の考え方、整備スケジュール及び概算事業費を示すものです。

■基本理念

「『生活を共にする』から始まる、新たな学びの創生」について

南会津地区に居住する障がいのある児童生徒が、他地区の児童生徒同様に地域の特別支援学校で学ぶことができるよう、また、インクルーシブ教育の導入による南会津地区の特別支援教育の充実を図る観点から、県立田島高等学校敷地内に通学制特別支援学校を設置します。

高校の施設等を活用した県内の特別支援学校としては、現在、いわき支援学校くぼた校が勿来高等学校内で、たむら支援学校高等部が船引高等学校内で、そして富岡支援学校中学部・高等部が四倉高等学校内で学校を開設しています。

これらの学校で生徒達は、登下校時や休み時間、授業、行事などの学校生活の中で、自然に高等学校生徒の行動を見たり、触れ合ったりすることで、生活態度や規律、同世代の友達とのコミュニケーションについて、モデルとしたり自分の行動の参考としたりしています。

高等学校の生徒も、障がいや障がいのある生徒の理解につながっていると同時に、自然に日常的なあいさつや特別支援学校の生徒と一緒に取り組む活動へ参加する姿が見られます。

特別支援学校と高等学校が同じ校舎で学び、共に生活をするのが、多様な価値観への気づきや、自分自分を見つめ直すことにつながり、豊かな人間性の育成や共生社会の実現へと結びついていくと考えます。それらの連携のもと、学校施設を活用した農業等の体験学習や、スポーツや文化・芸術による交流及び共同学習等の新たな学びを創り出していきたいという思いから、基本理念を設定しました。

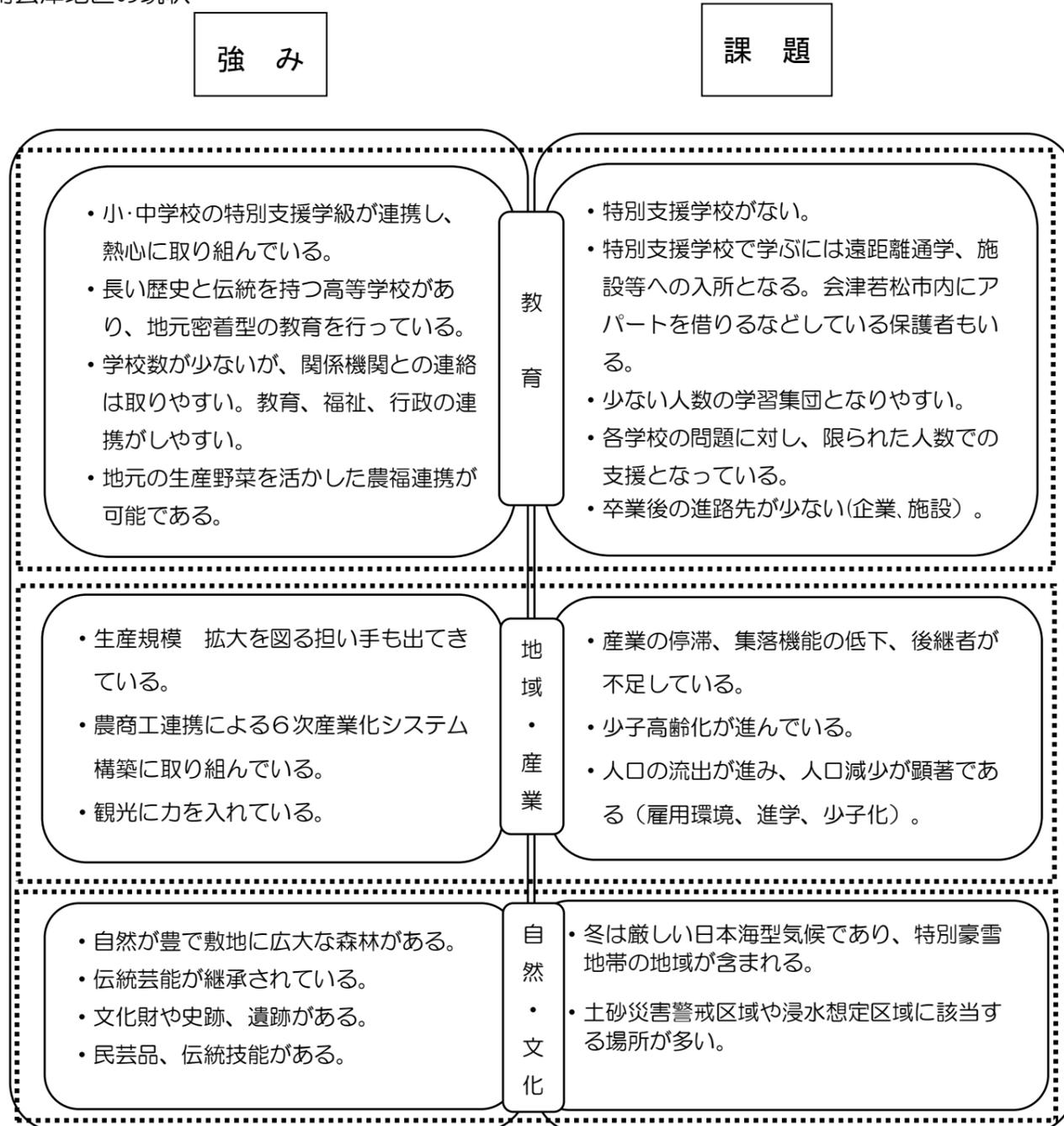
南会津地区（南会津町、下郷町、檜枝岐村、只見町）には特別支援学校がないため、特別支援学校で学ぶことが必要な児童生徒は、遠距離通学をするか他地区の福祉施設等へ入所して学ばなければなりません。また、各学校や関係機関それぞれが特別支援教育に関わる問題への対応と解決に取り組んできましたが、地域内における一貫した教育支援を行う体制が求められています。

・南会津地区の現状について、「教育」「地域・産業」「自然・文化」の各視点から「強み」ととらえられている点と、「課題」としてとらえられている点については以下のとおりです。

・南会津地区に居住し、特別支援学校、特別支援学級に在籍する児童生徒の特徴については以下のとおりです。

■南会津地区の現状

■南会津地区の特別な支援が必要な児童生徒の姿



- 特別支援学校在籍児童生徒の障がいの種類としては、知的障がい为主であり、肢体不自由や病弱の特別支援学校にも数名在籍しています。
- 小・中学校特別支援学級在籍児童生徒は、ほぼ知的障がい学級と自閉症・情緒障がい学級に在籍しています。(病弱・身体虚弱学級もあります。)

【知的障がい学級の児童生徒に見られる特徴】

- ・知的機能の発達遅れによる、知識や技能の偏りがある。
- ・日常生活、社会生活全般等において適応行動の困難性がある。
- ・抽象的な学習が苦手である。
- ⇒ 生活に結びついた実際の、具体的な学習活動
現在及び将来の生活をより充実させるための指導 が必要

【自閉症・情緒障がい学級の児童生徒に見られる特徴】

- ・他人との社会的関係が取りにくい。
- ・見通しがもてないと不安になる。
- ・教室環境の整理などの配慮が必要である。
- ⇒ 個に応じた柔軟な指導形態
見て理解できる施設整備 が必要

【肢体不自由学級の児童生徒に見られる特徴】

- ・身体機能の一部に不自由があり、日常生活や活動に制約がある。
- ・知的障がいのないものは、小・中・高等学校の教育課程に準じた学習を行う。
- ・医療的ケアが必要な児童生徒がいる。
- ⇒ 教材・教具、自助具・補助具の使用
医療的ケアの体制整備 が必要

【病弱学級の児童生徒に見られる特徴】

- ・集団としての活動や経験の不足がある。
- ・学習の空白による学習理解への影響がある。
- ・病気のための行動制限がある。
- ⇒ 医療機関との連携
病気の状態に応じた学習内容、活動の配慮 が必要

■学校づくりのコンセプト

【基本理念】

「『生活を共にする』から始まる、新たな学びの創生」

【学校づくりのコンセプト】

「夢を実現させる学校」

- 特別な支援が必要な児童生徒が、一人一人のニーズに合った学習を行い、より充実した生活のため指導・支援をします。
- 生活体験活動を充実させ「できた、わかった」という学ぶ喜びを実感できる教育活動を展開します。
- 児童生徒一人一人の進路実現のための就業体験等を充実させます。

「健やかな子を育む学校」

- 自然環境を活用し、発達段階に応じた屋外での運動や自然体験学習を行います。
- 体を動かす指導場面を日常的に確保し、体力向上を図ります。
- 地元の農産品について理解を深め、望ましい食生活について考える食育を推進します。

「地域と歩む学校」

- 南会津地区の特別支援教育の拠点となる学校を目指し、就学前から卒業後までの一貫した切れ目のない支援体制を推進します。
- 学校、家庭、地域全体で連携し、子ども達の成長を支えます。
- 地域の専門的知識、技能を持つ人材や関係機関と連携し、伝統や文化の継承、自然環境の活用を意識した協働学習を行います。

「高等学校と連携した学校」

- 田島高校との合同で行う学習や日常的な自然な交流学习を通して、「共に学び、共に生きる教育」の推進を図ります。
- 田島高等学校の学校施設や畑等を活用した農業や工芸等の作業学習、就業体験の学習を行います。
- 特別な支援や配慮を必要とする児童生徒への指導や支援について、情報の共有や研修を行います。

【1】南会津地区の児童生徒・学校・地域の現状と予測推移、設置の場所

■南会津地区に在住する特別支援学校在籍者と学校教育法22条の3該当者児童生徒数

南会津特別支援学校（仮称）は、南会津地区に設置する初めての支援学校です。南会津地区では、県内の知的障がい特別支援学校で学ぶ児童生徒が20数名いるほか、地区内の小中学校の特別支援学級等で学ぶ児童生徒を考慮すると、児童生徒が35名程度となり、今後同様の人数で推移すると見込まれています。

【特別支援学校在籍者と学校教育法22条の3該当者を合わせた町村別児童生徒数 令和3年度時点】
（略）



児童生徒数の推計（略）

■特別支援学校を設置する場所について

南会津地区に整備する特別支援学校については、「県立高等学校前期改革実施計画」に併せて、南会津地区全体の教育力の向上を図る観点から、統合後の田島高等学校校舎を活用して設置することで目指す学校像の具現化を図ることとしました。

＜田島高等学校に特別支援学校を設置する理由＞

- 会津鉄道を利用した通学が可能になり、高等部生徒の自力通学がしやすい場所である。
- 県有地で災害警戒区域外にあり、広大な敷地面積がある。
- 高校の既存校舎等の機能を活用し、様々な学習活動や共に学ぶ経験を図ることができる。
- 高校の敷地に併設されていることで、南会津地区におけるインクルーシブ教育システムの構築の拠点となる。
- 高校と特別教室の共有化を図ることで、施設設備にかかるコストを下げるができる。

【高等学校のメリット】

- 生徒にとって、他者に対する思いやりや理解、違いの認識による人格形成によい影響をあたえる。
- 特別支援学校の児童生徒に対する理解が深まり、共生社会への意識を育成することができる。
- 高等学校内の学習に困難を示す生徒への支援が充実する。
- 配慮が必要な生徒に対する指導方法や指導の在り方等への充実につながる。

【特別支援学校のメリット】

- 学校施設を活用した農業体験が実施できる。
- スポーツ、文化、芸術等による交流及び共同学習等をとおして、同年代、上学年の高校生から学ぶことができる。
- ボランティア活動、部活動等の同じ活動に取り組むことで相互理解が深まる。
- 高等部生徒が公共交通機関を利用した自力通学が可能となる。生徒や保護者の負担が軽減される。

【2】設置の目的 ～南会津地区特別支援学校に求められること～

■南会津地区特別支援学校に求められること（必要性と役割）

【特別支援学校の必要性】

南会津地区に居住する特別支援学校での学びが必要な児童生徒は、他地区の特別支援学校へ遠距離通学をするか、他地区の福祉施設等へ入所し、併設された特別支援学校で学習しています。その他の障がいのある児童生徒は、地域の小・中学校特別支援学級で学んでいます。

南会津地区の小・中学校特別支援学級では、それぞれの学校において、小規模校特有の手厚い指導や自校内での課題への対処等で特別支援教育を進めてきました。しかし各校では、独自に手探りで問題解決を図る状況への不安や、支援内容の多様化への困惑を抱えていました。

南会津地区に設置される特別支援学校は、通学等の負担を軽減し、他地区の児童生徒と同様に地域で学ぶことを可能とするとともに、小・中学校等がこれまで手探りで行ってきた支援に対して、特別支援学校が培ってきた支援方法を活用することで、児童生徒に対して切れ目のない支援を充実させることができます。さらには高等学校と連携し、共生社会を推進するモデル校としての役割や、地域全体の特別支援教育の拠点としての機能が求められています。

【特別支援学校の役割】

- 南会津地区の特別な支援が必要な児童生徒が安心して学べる学習環境
- 一人一人の多様なニーズに応える指導
- 地域の小・中学校、高等学校との連携や交流
- 地域の自然、産業、伝統技能を生かし、卒業後の生活も考慮した作業学習等の充実
- 地域の文化や伝統を守り、継承していく活動の実施
- 南会津地区内で児童生徒等に組織的・継続的に支援できる環境づくりとセンター的機能の発揮
- 地域の企業、福祉、行政、医療等の各関係機関との連携



【目指す学校像】

- 障がいのある児童生徒が地域の学校で学び、日常生活や卒業後の生活で生かすことができる知識、技能を身に付けることができる学校
- 広大な自然の中で様々な学習や体験活動を行い、健やかな身体の育成を図る学校
- 地域・関係機関と連携し、地域の力を生かしながら児童生徒を教え育てる学校
- 田島高等学校や地域内の小・中学校との学びを通し、南会津地区の共生社会を推進する学校

【3】基本方針及び基本計画策定に関する考え方

- 南会津地区の特別支援学校については、同地区に居住する知的障がい等のある児童生徒を対象とする特別支援学校として南会津地区内に新たに整備する。
- 高等部は田島高等学校の校舎を一部改修して利用し、小・中学部は田島高等学校敷地内に校舎を新築する。
- 基本計画策定に当たっては、「特別支援学校施設整備指針」（平成28年3月：文部科学省）に基づき障がいのある児童生徒の教育と、南会津地区の特別支援教育の拠点として、子育て支援を含め、就学前から卒業後における相談支援や研修支援を行うなど、センター的機能を発揮する施設設備とし、特別支援教育の推進を担う学校とする。
- 地域の人々と交流を深め、児童生徒の社会的自立を図り、地域住民と共に健康的で安全に生活を送ることができる拠点としての機能や役割を担うことができる学校を目指す。
- 文部科学省から「特別支援学校設置基準」が示された際には、必要に応じて見直しを行う。

【4】施設整備に関する考え方

○小・中学部校舎〈仮称〉 ○高等部校舎〈仮称〉 共通

（1）児童生徒の教育の充実

- ① 児童生徒の状況に応じた教育ができる施設
障がいのある児童生徒の自立と社会参加を目指し、一人一人の発達の段階や障がいの状態及び学習上又は生活上の困難さに応じた、多様な指導形態の学習や学習グループによる体験的な学習が展開できるよう、学習形態に合わせて広さを変更できる空間を備えた施設とする。
- ② 安全で快適な施設
児童生徒の学校生活における安全性と快適性を最優先に考え、通風、換気、室温及び音の影響に配慮した施設とする。
重複障がいのある児童生徒が利用する空間については、身体を動かす活動や遊びに関する学習が行えるよう配慮する。
知的障がいや、自閉症を合わせ有する児童生徒の行動特性を踏まえ、視認性の高いサイン計画や色彩計画に配慮する。
スロープや手すり等を設置する他、多目的トイレ、エレベーター等を整備するなど、児童生徒の移動や活動がスムーズにできる施設とする。
不審者の立入り防止に配慮する。
- ③ 建材や色彩計画などに温かみやぬくもりが感じられる施設
- ④ 各教科学習を充実させる施設
障がいの状態や学習上の特性等を踏まえ、児童生徒が自立し社会参加をするために必要な知識や技能、態度などを身に付けるための教科学習に必要な施設を整備する。
- ⑤ キャリア教育の充実を図る施設
社会的・職業的自立に向けて必要となる能力や態度を育成し、地域に貢献できる児童生徒を育てるため、各教科学習や作業学習、実習をとおしたキャリア教育の充実に必要な職業科室、作業室、多目的室等の施設を整備する。
- ⑥ 情報活用能力の育成を図るために必要な環境を備えた施設
児童生徒の学習指導の効果を高めるため、コンピューターなどの情報機器を積極的に活用できる環

境を整備するとともに、遠隔授業や交流及び共同学習においても活用を図ることができる施設とする。
職員室、及び各教室には教員系、生徒系の各ネットワークを整備し、校内LANを設置する。
小中学部校舎と高等部校舎が共有するサーバーを設置し、回線設置工事により、「ふくしま教育ネットワーク」にアクセスできるようにする。

（2）地域との連携

- ① 障がいのある子どもの相談・支援等に利用できる施設
南会津地区における特別支援教育を推進し、特別な支援を必要とする児童生徒に対し早期からの発達支援、保護者の養育に関する教育相談、小・中学校等の教員研修への支援など特別支援学校のセンター的機能を発揮するため、地域支援センターや教育相談室を整備し、随時受け付ける教育相談や、地域の特別支援教育に携わる教職員への研修等に利用できるようにする。
- ② 災害時に対応することが可能な施設
特別支援学校教員の専門性を活かし、視覚・聴覚障がい者・肢体不自由者等への情報保障や、各種障がい領域への対応を可能にし、必要に応じて柔軟に対応することが可能な施設として自治体との連携を密にする。

（3）永く生きる学校施設

- ① エネルギーを効率的に利用する施設
施設の外壁や窓等の開口部の断熱性能を高めるなどの工夫をしていく。
また、空調機器等は、内部環境を良好に保持でき、かつ、エネルギーを効率的に使用できる性能を有する機種を選定する。
- ② ライフサイクルコストの低減を図る施設
エネルギー消費コストの低減を図りながら、環境に配慮するとともに、外壁材や内装材等の使用材料におけるイニシャルコスト及び維持管理コストに配慮した材料や維持管理の容易な設備機器を選定するなど、ライフサイクルコストの低減を図る。

（4）小学部、中学部、高等部における学びの連続性と学部間連携

- ① 三つの学部を設置する一つの学校としての施設整備
小・中学部と高等部を田島高等学校敷地に設置するが、児童生徒の学部間交流や合同行事を実施するための施設を整備し、学びの連続性の確保と交流及び共同学習の充実を図る。
- ② 授業づくりや校務運営における教職員の連携や共通理解を図るために、会議や打合せを実施する施設を整備する。

（5）特別支援学校高等部と高等学校の生徒が地域で共に学び共に生きる

- ① 田島高等学校既存校舎と敷地を利用した施設
田島高等学校内に高等部を設置することで、両校の生徒が交流及び共同学習を実施し相互理解を図ることができる施設を整備し、共に学ぶことができる環境を整備する。
- ② 田島高等学校既存校舎の施設共有
両校の学習や教育活動が充実するよう調整を図りながら、可能な範囲で両校の施設設備を共有することができるようにする。

【5】学校規模（想定）

■想定される学校規模

(1) 児童生徒数・学級数 ※重複障がい学級には訪問学級を含む

小学部	児童数10名程度	4学級程度（通常学級2、重複障がい学級2）
中学部	生徒数10名程度	4学級程度（通常学級2、重複障がい学級2）
高等部	生徒数15名程度	4学級程度（通常学級2、重複障がい学級2）

(2) 教職員数及び事務職員数

教職員	35名程度（小・中学部20名程度、高等部15名程度）
事務職員	4名程度

【6】施設整備の概要

■校名

南会津地区特別支援学校（仮称）

■建設予定地

南会津郡南会津町田島字田部原260番地（県立田島高等学校内）

■計画概要

◇敷地面積 約161,000㎡（同上校敷地 実習林を含む）

■小・中学部校舎（仮称）計画概要

- ◇構造・規模 基本設計の中で検討
- ◇延床面積 校舎：約2,131㎡
- ◇駐車場43台〈保護者・来客40台、公用車1台、通学バス2台〉

■高等部校舎（仮称）計画概要

- 〈既存高校校舎改修〉
- ◇改修面積：約726㎡

■諸室等構成

小・中学部校舎	普通教室（8）、特別教室（4）（内訳 音楽室・プレイルーム、作業室（中）、作業室（高）、自立活動室） 校長室、事務室、職員室（小・中）、保健室、地域支援センター、教育相談室（小・中）、児童生徒更衣室（小・中）【学部男女各1】、職員更衣室（小・中）【男女各1】、配膳室、職員トイレ【男女各1】、児童生徒・多目的トイレ【学部男女各1】、倉庫兼教材室、エレベーター、玄関、昇降口（小・中）、渡り廊下
高等部校舎 田島高等学校校舎内	普通教室（4）、職員室（高）、情報処理室、芸術科学室、生徒更衣室（高）【男女各1】、生徒・多目的トイレ（高）【男女各1】、多目的室、職業科・家庭科室、準備室、教育相談室（高）、職員更衣室（高）【男女各1】、教材室、エレベーター
その他	駐車場

【7】計画諸室の想定規模

(1) 小・中学部校舎

	諸室名	諸室数	諸室面積	備考
	普通教室（小）	4	196㎡	7m×7m構造
	校長室	1	42㎡	職員室に隣接
	事務室（印刷室含む）	1	50㎡	来校者に対応できる構造
	職員室（小・中）	1	70㎡	児童生徒を把握できる位置
	保健室	1	50㎡	緊急時に対応できる位置
	地域支援センター	1	50㎡	児童生徒昇降口に隣接
	教育相談室（小・中）	1	25㎡	生徒指導や進路指導等を行う
	配膳室	1	14㎡	運搬車進入可能場所に設置
	児童生徒更衣室（小・中）	4	30㎡	各学部に男女別に設置
	児童生徒・多目的トイレ（小・中）	4	100㎡	各学部に男女別に設置
	職員トイレ	2	42㎡	男女別に設置、来校者も使用
	普通教室（中）	4	196㎡	7m×7m構造
	自立活動室	1	50㎡	
	音楽室・プレイルーム	1	98㎡	防音・音響効果のある構造
	作業室（中）	1	57㎡	防音構造
	作業室（高）	1	77㎡	防音構造
	倉庫兼教材室	1	25㎡	
	職員更衣室（小・中）	2	30㎡	職員室付近、男女別に配置
	昇降口（小・中）	1	98㎡	
小計	諸室面積の計		1,300㎡	
部門	教育部門面積		902㎡	
	管理部門面積		398㎡	
	共用部分		831㎡	玄関・EV・廊下等（総面積×0.39）
計	校舎総面積		2,131㎡	

※給食については、南会津町田島学校給食センターからの提供を想定している。

※水治訓練室は地域の気候風土から冬期間は使用しないため、設けない。

※調理学習は職業科・家庭科室を活用し、職業・家庭科の活動ができるよう、調理台や手洗い場を設置する。

(2) 高等部校舎<田島高等学校校舎内>

	諸室名	諸室数	諸室面積	備考
	普通教室(高)	4	135㎡	
	職員室(高)	1	57㎡	生徒を把握できる位置
	情報処理室	1	68㎡	サーバー等保管スペースを確保
	芸術科学室	1	68㎡	
	生徒更衣室(高)	2	34㎡	男女別に設置
	職員更衣室(高)	2	34㎡	男女別に設置、来校者も使用
	生徒・多目的トイレ(高)	2	68㎡	男女別に設置
	多目的室	1	102㎡	職員室付近・男女別に配置
	職業科・家庭科室	1	68㎡	調理が可能
	準備室	1	34㎡	
	教育相談室(高)	1	34㎡	生徒指導や進路指導等を行う
	教材室	1	12㎡	
	エレベーター	1	12㎡	増築
計	校舎総面積		726㎡	
部門	教育部門面積		543㎡	
	管理部門面積		183㎡	

(3) 通学バス等駐車スペース

通学バス2台	面積	96㎡
--------	----	-----

<通学バスについて>

通学バスについては、下郷方面と南郷方面の2経路で、マイクロバス程度規模で導入を検討します。

<公用車について>

公用車については、訪問学級の担任が家庭に出向いて授業を行うことができるように公用車を1台の配置を検討します。

除雪による排雪場所を考慮した駐車スペースを確保し、校舎との動線に配慮した配置とする。

【8】-1 施設整備計画(小・中学部校舎)

平面ゾーニングの考え方

- 学年区分を考慮した普通教室、児童生徒の動線に配慮した特別教室の配置を計画します。

(1) 校舎の構成

一般の教育に必要な室、管理・施設運営に必要な室、地域開放に係る室により構成する。障がいのある児童生徒の学習を行うにあたり、各教室と特別教室、管理諸室には水道、冷暖房設備、換気設備、LAN配線、内外線電話等を設置する。

(2) 各室の仕様

- ① 普通教室(小)
 - 各教科の学習や各教科等を合わせた指導による学習(日常生活の指導、生活単元学習等)を行う。
 - 各教室に手洗い場を設置する。
- ② 校長室
 - 校長の執務、教育関係者等との連絡調整を行う。
 - 事務室、職員室との連携が図りやすい位置に設置する。
- ③ 事務室(印刷室含む)
 - 来客等に対応できるよう校長室と職員玄関に近い位置に配置し給湯施設を整備する。
- ④ 職員室(小・中)
 - 20名程度の教員が執務できるように整備する。
 - 教員の執務室として整備し、印刷機や諸表簿等を設置、収納できるスペースを確保する。
 - 職員室から校内外放送、緊急連絡等ができるシステムを備える。
 - 手洗い場を設置する。
- ⑤ 保健室
 - 児童生徒及び教職員の保健衛生管理、養護教諭の執務室として整備する。
 - 屋内外の運動施設との連絡がよく、緊急時の対応がスムーズにとれるように配置する。
 - 出入口はストレッチャーが通れる幅を確保する。
 - 電源や排水、洗濯機の設置台等、洗濯が可能な設備と給湯施設を整備する。
- ⑥ 地域支援センター
 - 南会津地区の特別支援教育を推進し充実させるため、就学前からの早期教育相談や地域の小中学校等に在籍する児童生徒と保護者の相談支援、教員や地域住民等を対象とした研修支援を行う。
 - 外部からの教育相談や親子教室(未就学児を含めた子どもと保護者への支援・遊びを中心とした活動、遊びの後の振り返り、療育に関する相談等)の活動に対応できる広さを確保する。
- ⑦ 教育相談室
 - 在籍している児童生徒の生徒指導や保護者に対する教育相談に使用する。
 - 相談者のプライバシーに配慮したつくりとする。(カーテン式仕切り、相談者の出入りが目につきにくく、音や声が周囲に聞こえないこと)
- ⑧ 配膳室
 - 給食センターから搬入された給食を、各学部、各学級毎に分けて保管及び配膳する。
 - 手洗い場、冷蔵庫、冷凍庫を設置する。
- ⑨ 児童生徒更衣室(小・中):各学部、男女別各1
 - 小・中学部児童生徒用の更衣室は各階に男女別1室、設置し、児童生徒の身辺自立の指導のため

- に使用する。
- ⑩ 児童生徒・多目的トイレ（小・中）：各学部、男女別各1
- ・児童生徒の障がいの状況等に応じて排泄が可能な洋式トイレを設置する。
 - ・日常生活の指導等で児童生徒の排泄の指導が可能なブースの広さとする。
 - ・失禁者の洗体や衣類の処理をすることができるスペースを確保した多目的トイレを設置する。
- ⑪ 職員トイレ：男女別各1
- ⑫ 普通教室（中）
- ・各教科の学習や各教科等を合わせた指導による学習（日常生活の指導、生活単元学習等）を行う。
 - ・各教室に流し台を設置する。
- ⑬ 自立活動室
- ・主に重複障がいのある児童生徒の学習の場として各学部を設置する。
 - ・児童生徒一人一人の発達の段階に応じて、身体機能の回復と改善、運動・動作能力、感覚や認知機能の向上等を図る学習を行える設備を整備する。
- ⑭ 音楽室・プレイルーム
- ・学部、学年等が合同で学習できるスペースとする。
 - ・音響設備を設置し、歌唱や演奏等の学習に適した仕様とする。
 - ・遊具等を設置し遊びや学習活動を通して、個々のコミュニケーション能力の向上、対人関係の基礎等を形成する。
 - ・グループ学習や合同学習など、多様な学習集団による学びの場として整備する。
 - ・学部行事や集会活動等の特別活動に使用する。
- ⑮ 作業室（中・高）
- ・生徒の作業活動を学習する場として整備する。
 - ・木工等大型の設置機械（旋盤、丸鋸等）や、電動工具を使用する学習において使用する。
 - ・児童生徒への作業音や塵の影響に配慮し、普通教室から離れた配置とする。
 - ・産業現場等における実習を行うため、必要な材料や製品を保管するスペース、作業机や機材等を設置する。
- ⑯ 倉庫兼教材室
- ・学校の活動に必要な備品、教育に必要な材料等の保管場所とする。
 - ・災害等、緊急時に必要な物品を保管する。
- ⑰ 職員更衣室（小・中）：男女別各1
- ⑱ 共用部分（昇降口、階段、廊下、スロープ、エレベーター等）
- ・重複障がいのある児童生徒、訪問教育対象の児童生徒の校内活動に支障がないよう、ユニバーサルデザイン化を図り、廊下と階段には手すりを設置する。
 - ・災害時の避難経路確保のため、校舎と屋外をつなぐスロープを設置する。
 - ・廊下は、電動車いすが移動可能な幅を確保し、手洗い場を設置する。
 - ・エレベーターは、出入り口の幅を90cm以上として、車いす、ストレッチャー、給食配膳ワゴン等多様な移動手段の使用を想定したスペースを確保するとともに、児童生徒の動線を考慮して1階教室付近に設置する。
- ⑲ 通学バス送迎スペース
- ・通学バスを想定するため、児童生徒が安全にかつ円滑に通学バスに乗降できるスペースを、昇降口と連絡のよい場所に設置する。
- ⑳ 囲障等
- ・児童生徒の安全な通学の確保や不審者対策、夜間、休日等に自由に入出りできないようにするなど安全面を考慮し、田島高等学校敷地外周に設置してある既存フェンス等を活用し、高校と一体となって不審者対応への安全対策措置を行う。新たな囲障の整備は不要。
 - ・校門は、田島高等学校と併用する。
 - ・駐車場に常夜灯を設置する。
- ㉑ 駐車場
- ・43台分（来校者、職員、公用車、通学バス）確保する。
 - ・保護者が送迎の車両を一時停止させ児童生徒を乗降させるスペースを確保する。
 - ・通学バスが旋回するスペースを確保する。
 - ・通学バス2台を駐車するスペースを確保する。
 - ・公用車1台分を駐車するスペースを確保する。
 - ・アスファルト舗装とする。

【8】-2 施設整備計画（高等部校舎〈田島高等学校校舎内〉）

（1）施設整備の考え方

- ・間仕切りによって現在の教室を半分に分けられる形状となるように改修する。
- ・共用部分の昇降口は現況を活用しながら、両校の生徒のエリアと導線が双方にとって認識しやすく整理されるように、入り口と下足入れを整備する。入り口にはスロープを設置する。
- ・既存のトイレを改修し、車いすにも対応できる仕様とする。
- ・避難経路も含め、諸室から外へ出られるようにする。
- ・職員室、及び各教室には教員系、生徒系の各ネットワークを整備し、校内 LAN を設置する。
- ・田島高等学校と供用して使用する第2体育館、校庭等への円滑な移動が可能となるよう通路の改修を行う。

（2）施設配置計画の考え方

- ・田島高等学校の学校運営への影響を最小限にして整備する計画とします。
- ・諸室は廊下に沿って片側に配置するコンパクトな計画とします。

- ・教室は南向きに配置し、採光や風通しの良い学習環境を確保する。
- ・多様な学習形態や生徒数の増加などに対応できる間仕切り用のスライディングウォールを設置する。
- ・高校の教室を改修し、掲示の可能な壁面や、各教室の固定壁には授業で使用する黒板や掲示板を設置する。
- ・教室の構造化を図るため、教材、教科用図書、生徒の持ち物、清掃用具などを整理分類して収納し、生徒が物品を把握しやすく扱いやすくする環境を整える。

（3）各室の仕様

■高等部校舎（田島高等学校 第2棟 1階）

① 普通教室（高）

- ・各教科の学習や各教科等を合わせた指導による学習（日常生活の指導、生活単元学習等）を行う。
- ・既存の各教室に間仕切り用のスライディングウォールを設置し、4 教室として使用できるよう整備する。
- ・教壇は撤去し、間仕切り壁と反対側に黒板を設置する。
- ・4 教室に手洗い場、1 教室には「更衣スペース」用のカーテンレールを設置する。

② 職員室（高）

- ・15名程度の教員が執務できるように整備する。
- ・教員の執務室として整備し、印刷機や諸表簿等を設置、収納できるスペースを確保する。
- ・職員室から校内外放送、緊急連絡等ができるシステムを備える。
- ・手洗い場を設置する。

③ 情報処理室

- ・職業科、情報科等の教科学習において使用する。
- ・教科学習をとおして作業技能検定・PC データ入力部門等の各種情報処理能力検定の資格認定程度の知識、技術、能力を身に付ける学習を行う。
- ・生徒の学習の充実と情報処理活用能力を高めるために、タブレット等の ICT 機器を整備し、各教科等における調べ学習や、テレビ会議システム(ハンガアウト等)により生徒の遠隔授業や交流及び共同学習を行う。

④ 職業科・家庭科室（調理が可能）、準備室

- ・ビルクリーニング、喫茶接客、店舗販売等の作業技能に関する実践的な知識及び技能を身に付ける学習を行う。
- ・衣、食、住生活の自立、身近な消費生活など实际的に学習するための書籍や教材を収納する。
- ・家庭科の指導に必要な、調理実習を行うための設備（ガス、水道）を設置する。
- ・器材や道具等の保管と管理、教材教具の作成と保管の場所として準備室を設ける。

⑤ 生徒更衣室（高）：男女別各1

- ・男女別に設け、ロッカーを設置する。

⑥ 職員更衣室（高）：男女別各1

⑦ 生徒トイレ・多目的トイレ（高）：男女別各1

- ・生徒の障がいの状況等に応じて排泄が可能な洋式トイレを設置する。
- ・日常生活の指導等で児童生徒の排泄の指導が可能なブースの広さとする。
- ・失禁者の洗体や衣類の処理をすることができるスペースを確保した多目的トイレを設置する。

⑧ 多目的室

- ・高等部の音楽の授業、学校行事やグループ学習、高等学校等との交流学習など、活動に合わせて長机や椅子を移動して使用できるようにする。
- ・学部で共用したり、各学年等が合同で学習できるスペースとする。
- ・音響設備を設置し、歌唱や演奏等の学習に適した仕様とする。
- ・間仕切り用のスライディングウォールを設置することで、大小様々な集団にも対応でき、多目的室としてのの利便性を図る。

⑨ 芸術科学室

- ・美術の授業での造形活動や鑑賞の学習、理科の実験等を行う教室として使用する。
- ・各学年等が合同で学習できるスペースとする。
- ・図工、美術科の指導、生活単元学習等で絵画、版画、彫刻等の表現活動や造形活動、地域の伝統工芸品等の鑑賞活動の学習で使用する。

⑩ 教育相談室（高）

- ・在籍している児童生徒の生徒指導や保護者に対する教育相談に使用する。
- ・相談者のプライバシーに配慮したつくりとする。（カーテン式仕切り、相談者の出入りが目につきにくく、音や声が周囲に聞こえないこと）

⑪ 教材室

- 学校の活動に必要な備品、教育に必要な材料等の保管場所とする。
- 災害等、緊急時に必要な物品を保管する。
- ⑫ 共用部分（廊下、階段、スロープ、エレベーター等）
 - 重複障がいのある児童生徒、訪問教育対象の児童生徒の校内活動に支障がないよう、施設全体でユニバーサルデザインの徹底を図り、廊下と階段には手すりを設置する。
 - 災害時の避難経路確保のため、校舎と屋外をつなぐスロープを設置する。
 - 廊下は、電動車いすが移動可能な幅を確保し、手洗い用の水道を設置する。また、各教室前等には掲示板を設置する。
 - エレベーターは、出入り口の幅を90cm以上として、車いす、ストレッチャー、給食配膳ワゴン等多様な移動手段の使用を想定したスペースを確保する。

■ 共有施設（田島高等学校と共用で使用する諸室）

※統合校の新たな教育課程や学科の編成により、空き教室や、共有可能なスペースを調整する。

- 校庭、第2体育館、図書室、昇降口（高等部）、男女トイレ（1階）等
- 第2体育館までの通路及び入り口の段差を解消し、車椅子でも通行できるためのスロープを設置する。

（4）施設配置素案

＜解体が必要となる既存高校施設＞

- 野球部部室、ソフトボール部部室、育林実習室（番号①）、農業機械室（番号②）、室内練習場（番号③）は、小中学部校舎を建設するため、解体する。
- 合宿所（番号④）は、特別支援学校の駐車スペースとして整備するため、解体する。
- 倉庫（番号⑤）は、小中学部校舎建設予定地付近の施設であり、老朽化が著しいほか、外壁の破損部から蜂が侵入して巣を作るなど児童生徒の安全面に問題があるため、解体する。
- 木工室（番号⑥）は、小中学部校舎建設予定地付近の施設であり、積雪により屋根の軒先が破損しているなど老朽化が著しいほか、外壁の破損部から蜂が侵入して巣を作るなど児童生徒の安全面に問題があるため、解体する。
- 育林室（番号⑦）は、小中学部校舎建設予定地付近の施設であり、基礎に割れが生じているなど老朽化が著しく児童生徒の安全面に問題があるため、解体する。

＜代替施設が必要となる既存高校施設＞

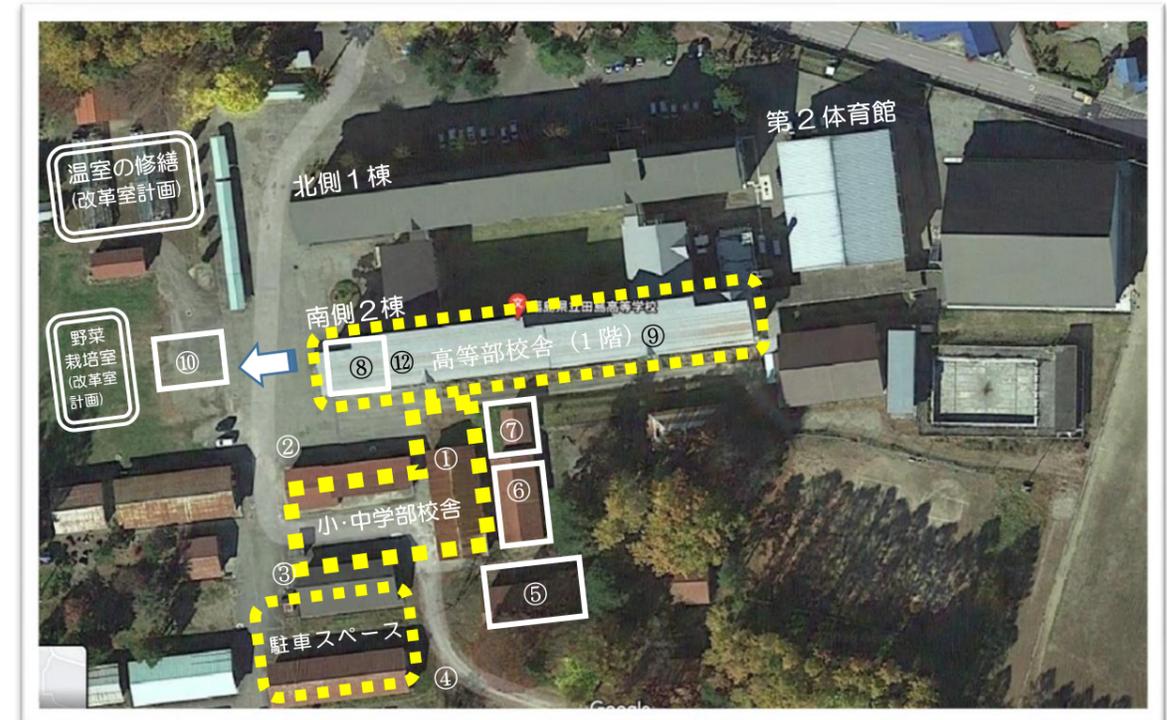
- 野球部・ソフトボール部部室、室内練習場は、部活動で使用しており、代替施設が必要となるため、豚牛舎を改修し、野球部部室兼屋内練習場を検討する。
必要に応じて豚牛舎の耐震性能等を確認する。想定する改修内容は床コンクリートの解体、床への砂敷き、練習に支障となる間仕切り壁の撤去など必要最小限とする。
- 環境科学室（番号⑧、準備室も含む）は、高等部改修スペースの1部であり、統合後の教育課程においても、高校側で農業関係の授業をするに当たり、授業の中心となる必要な施設である。また、特別支援学校の学習（作業学習等）においても共用が想定される施設である。
校舎内外での他施設への代替場所はないため、現在の環境科学室（校舎）の西側、野菜栽培

室（「県立高校改革室」事業で新築）建設予定地の東側（番号⑩）へ移築することを検討する。

- 会議室（番号⑨）は、高等部改修スペースの1部であり、改修により間仕切り用のスライディングウォールを設置した多目的室となるため、代替施設が必要となる。同校舎2階の福祉室を代替施設として改修を検討する。
- 第二カウンセリング室、生徒指導室（番号⑫）は、高等部改修スペースの1部であるが、校舎内の施設を代替施設とするため、改修は不要である。

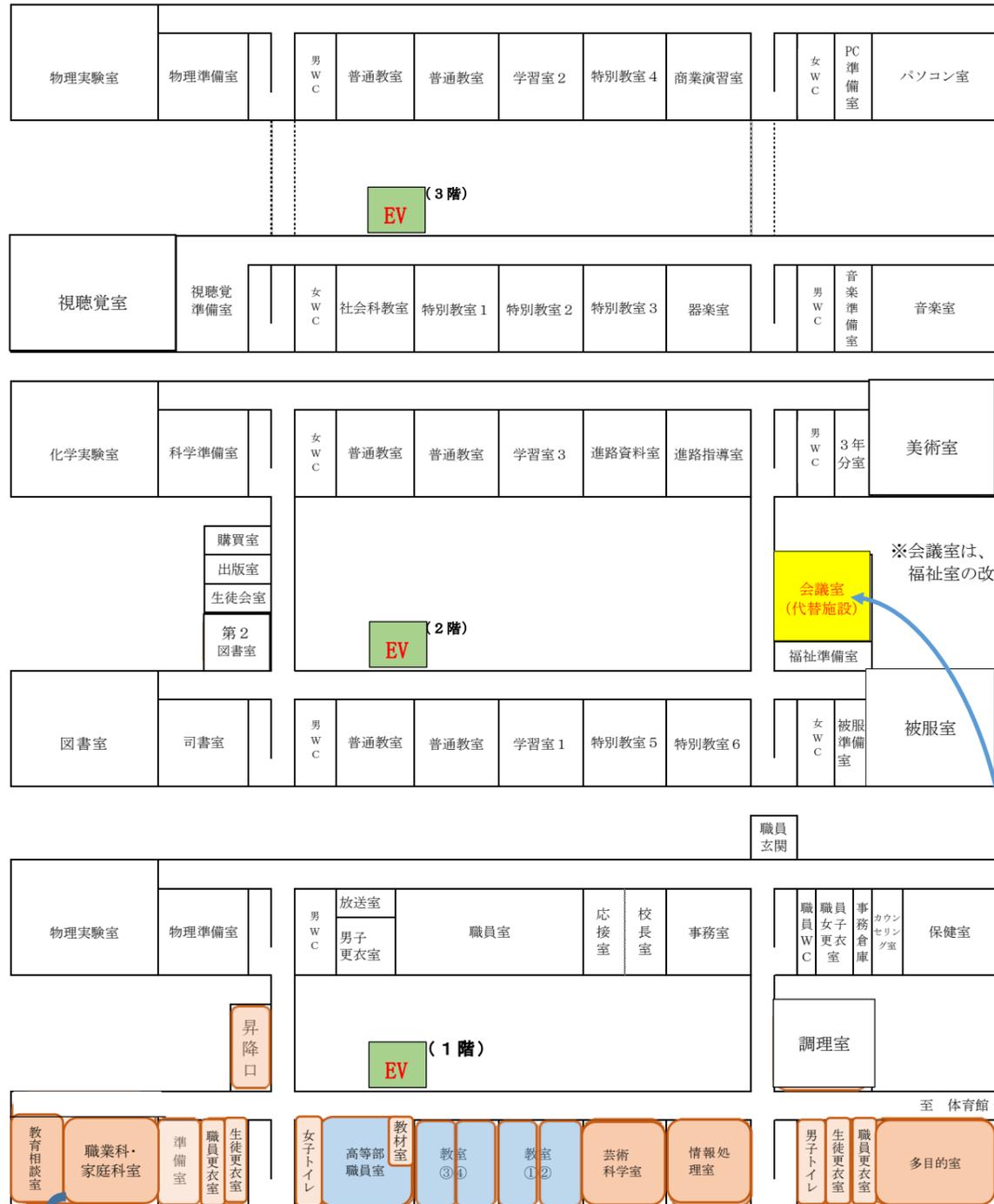
＜敷地全体イメージ＞※田島高等学校の施設や設備に極力干渉しない校舎配置とする。

（点線：校舎、駐車場、二重線：改革室事業、実線：解体、代替）

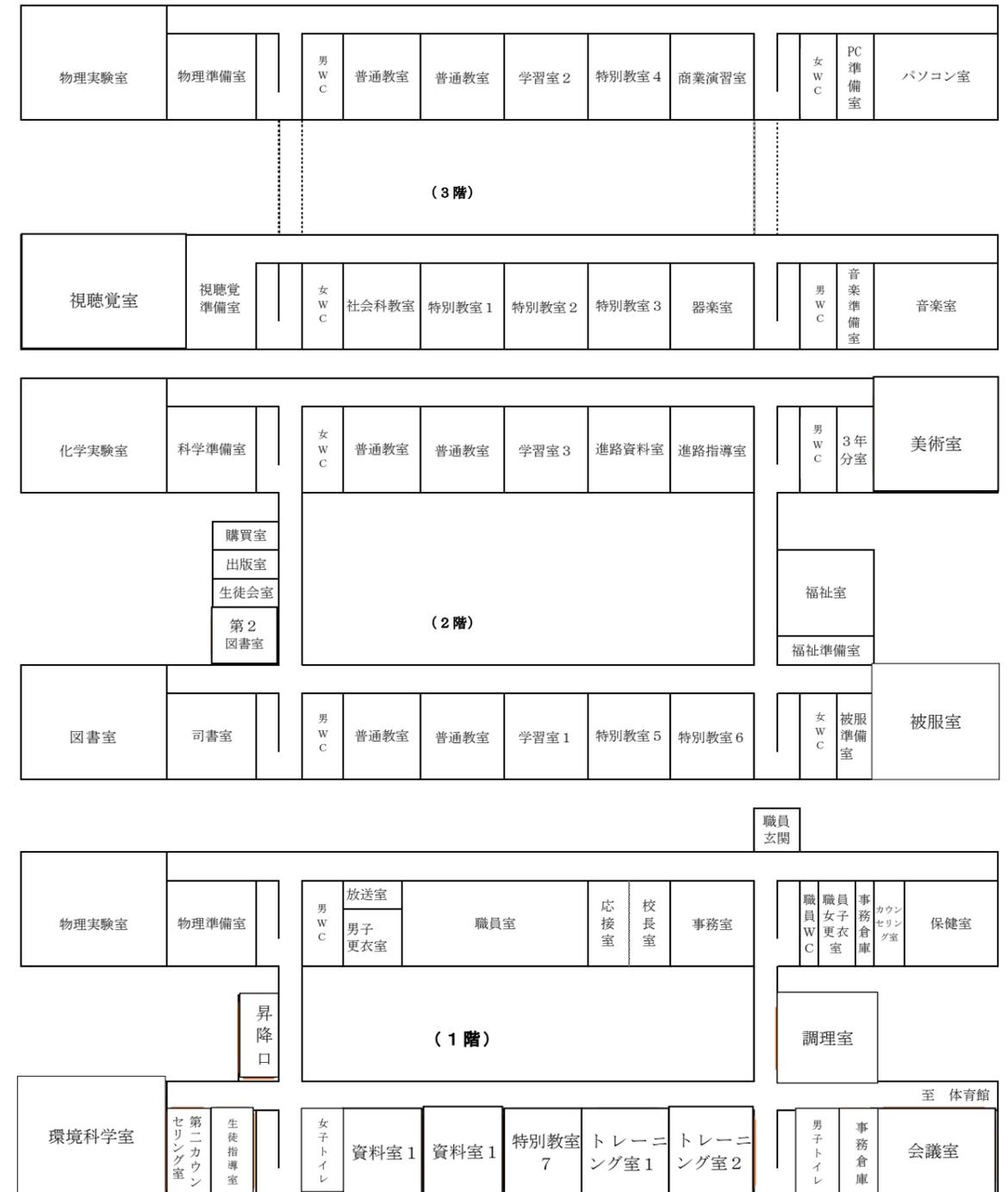


<施設配置計画>

田島高等学校校舎教室配置図（改修後）



田島高等学校校舎教室配置図（改修前）



※環境科学室は、代替施設として校舎外の移築を検討する。

【小・中学部校舎 諸室設備一覧表】

諸室名	手洗い場	換気扇	無線LAN	内線電話○ 内外線電話●	ホワイトボード	その他
普通教室（小）	○	○	○	○		黒板、掲示板
校長室	○	○	○	●	○行事予定表	テレビ
事務室 （印刷室含む）	○	○	○	●	○行事予定表	給湯設備 テレビ
職員室（小・中）	○	○	○	●	○	給湯設備 テレビ
保健室	○	○	○	●	○	給湯設備
地域支援センター		○	○	○	○	
教育相談室（小・中）		○	○	○	○	
配膳室	○	○		○		給湯設備
児童生徒更衣室（小・中）		○				男女別に設置
児童生徒・多目的トイレ （小・中）	○	○				パネルヒーター 給湯設備
職員トイレ	○	○				男女別に設置
普通教室（中）	○	○	○	○		黒板、掲示板
自立活動室	○	○	○	○	○	
音楽室・プレイルーム		○	○	○	○	
作業室（中）	○	○	○	○	○	給湯設備
作業室（高）	○	○	○	○	○	給湯設備
倉庫兼教材室		○				
職員更衣室（小・中）		○				男女別に設置

【高等部校舎（田島高等学校校舎内）諸室設備一覧表】

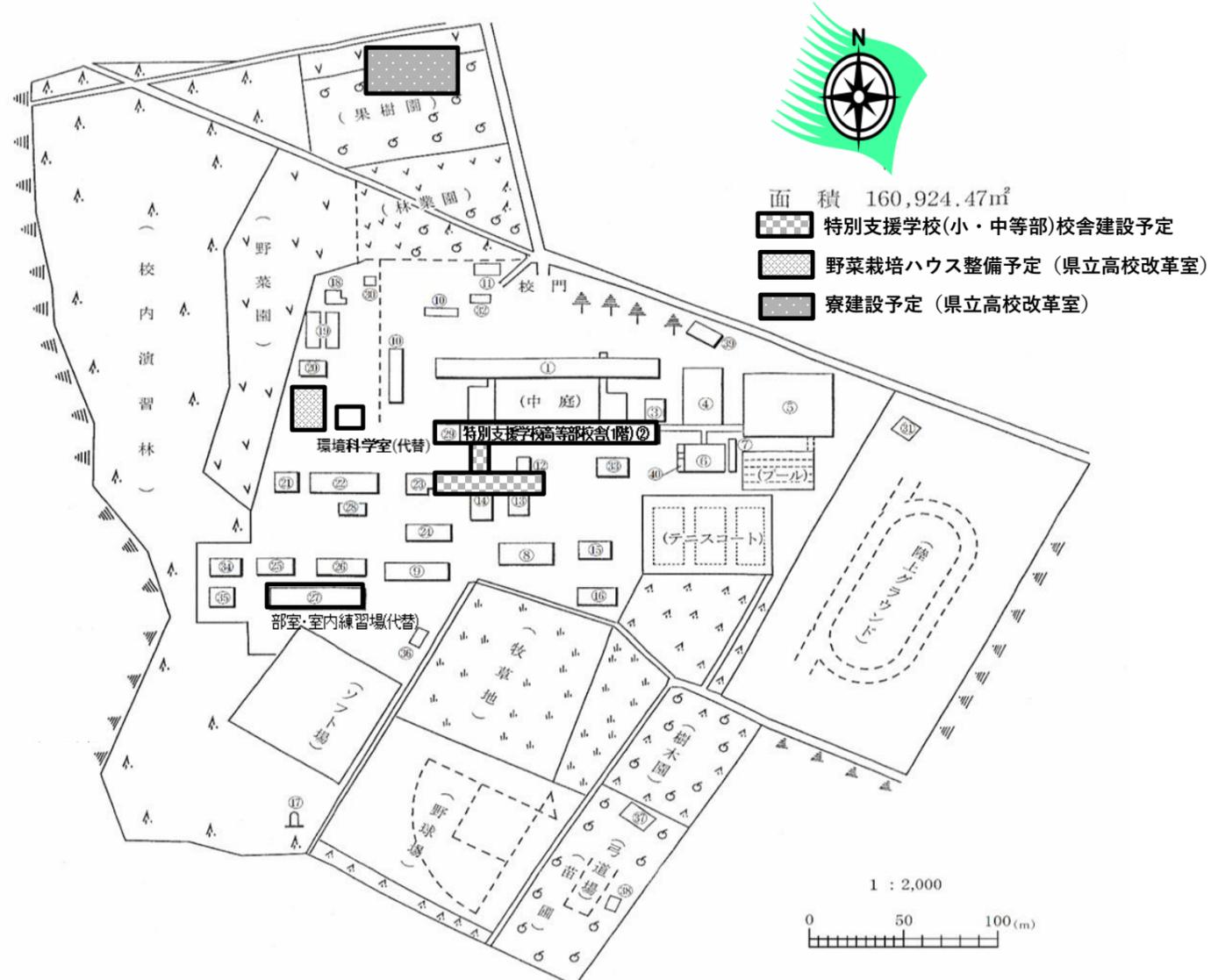
諸室名	手洗い場	換気扇	無線LAN	内線電話○ 内外線電話●	ホワイトボード	その他
普通教室（高）	○	○	○	○		黒板、掲示板
職員室（高）	○	○	○	●	○	給湯設備 テレビ
情報処理室		○	○	○	○	
芸術科学室	○	○	○	○		黒板、掲示板
生徒更衣室（高）		○				男女別に設置
職員更衣室（高）		○				男女別に設置
生徒・多目的トイレ （高）	○	○				パネルヒーター 給湯設備
多目的室	○	○	○	○	○	間仕切り
職業科・家庭科室	○	○	○	○		給湯設備
準備室		○				
教材室		○				
教育相談室（高）		○	○	○	○	廊下に手洗い場

【9】想定整備スケジュール

- | | | |
|-----------------|-----------|--------------------------|
| (1) 2021年度 | (令和3年度) | 基本計画策定、改修施設耐震診断 |
| (2) 2022年度 | (令和4年度) | 既存施設解体等設計
地質調査 |
| (3) 2022～2023年度 | (令和4～5年度) | 基本・実施等設計（小・中学部、高等部） |
| (4) 2023年度 | (令和5年度) | 既存施設解体等工事 |
| (5) 2024～2025年度 | (令和6～7年度) | 小・中学部校舎建設工事
高等部校舎改修工事 |
| (6) 2026年度 | (令和8年度) | 南会津地区特別支援学校 開校 |

【10】施設配置図(案)

南会津地区特別支援学校(県立田島高等学校内)



① 本館1棟	⑫ 育林室	⑳ 宿泊実習室	㉑ ゴミ置き場
② 本館2棟	⑬ 木工室	㉒ 農業管理室	㉓ 和室
③ ボイラー室	⑭ 野球部部室	㉔ 農業機械室	㉕ 鶏舎
④ 第2体育館	ソフトボール部部室	㉖ 室内練習場	㉗ 乾草室
⑤ 第1体育館	育林実習室	㉘ 農機実習室	㉙ W・C
⑥ 格技場	⑮ 森林木工室	㉚ 収納調整室	㉛ 弓道場
⑦ 運動部室	⑯ 森林経理室	㉜ 豚牛舎	㉝ 小屋
⑧ 倉庫	⑰ 潮音台	㉞ 第二車庫	㉟ 浄化槽
⑨ 合宿所	⑱ 温室資料庫	㊱ 環境科学室	㊲ シャワー室
⑩ 自転車置場	⑲ 温室	㊳ 燃料庫	
⑪ 第1車庫	㉔ 生産実習室	㊴ 体育器具室	